

平成27年度

一般社団法人日本病院薬剤師会事業計画

(平成27年4月1日～平成28年3月31日)

日本病院薬剤師会は、医療に従事する薬剤師のための開かれた団体として、会員個々の意見を反映させた事業の展開を介して、国民の健康及び福祉の増進に寄与することを目的としている。

薬剤師は、厳しい医療環境の中で医療における専門職としての使命と役割を明確にして、医療及び国民の健康に広く貢献することが求められている。

本会は、このような状況を踏まえ平成27年度も引き続いだ、チーム医療及び医療安全における薬剤師業務の一層の展開、薬剤師の資質向上を図るなど、重要課題の解決に向けて取り組むこととする。

医療の高度化、多様化により薬剤師の職能は大きく変化してきた。特に安全管理が必要な新しい医薬品の登場から薬剤師の役割は治療効果とともに医療や患者の安全確保の面で重要性が高まっている。また、この度の薬剤師法第25条の2が「必要な情報を提供し、及び必要な薬学的知見に基づく指導を行わなければならない。」と改正され、法的にも薬剤師が専門職として責任ある立場で薬学的管理・指導を行うことが求められていることから、これまで以上に質の高い業務の展開が不可欠となっている。病院薬剤師は積極的な処方提案、医薬品の適正使用の推進、有害反応の早期発見・遷延化の防止、薬害の防止など患者に対する安全な薬物療法の提供により病棟・外来業務の充実及びチーム医療の推進への取り組みを行う必要がある。

一方、医療は日進月歩であり、チーム医療の一員としての薬剤師の貢献には、常に最先端の知識と技能の修得が不可欠であることから、薬剤師の資質向上のための研修制度の改善・充実、専門領域の認定薬剤師、専門薬剤師養成に積極的な取り組みを行う。

以下に、平成27年度の事業計画を重点事項と一般事項に分けて示す。

1. 重点事項

1) 病棟業務・チーム医療の推進及び医療の質の向上への貢献

薬剤管理指導料に関わる業務と病棟薬剤業務実施加算に関わる業務を両輪とした病棟業務の定着が喫緊の課題であることから、これらに関する具体的な実践例を提示するなど、その展開を支援する取り組みを行う。

また、チーム医療の推進には、医政局長通知(H22.4.30)及びその日病薬による解釈と具体例に基づいた薬剤師業務を積極的に展開することが極めて重要であることから、その実践に必要な取り組みを行う。

- (1) 病棟業務の充実・拡大を図るための取り組みを行うとともに、その実施体制充実のための支援を行う。
- (2) 処方提案による積極的な処方への関与、安全な薬物療法を行うためのフィジカルアセスメント能力などスキルアップのための支援を展開する。
- (3) 手術室、ICU、NICU、PICU、外来等における積極的な業務展開を図る。
- (4) 退院する患者への服薬指導の充実を図る。
- (5) ハイリスク薬を服用する外来患者に対する薬学的管理と地域連携の強化を図る。

2) 医療安全対策の推進

病院薬剤師のあるべき業務としては、医療・薬物治療の安全確保と質の向上のための業務や医療の安全確保のための情報に関する業務等があげられることから、病院薬剤師による医療安全の更なる推進に資するための業務の着実な実行・展開に取り組む。

- (1) 医薬品の適正使用に必要な最新の情報の管理、提供を介して、各施設における効果的な安全対策を推進する。
- (2) 薬学的ケアを充実し、副作用・相互作用を予防するなど、医療・薬物治療の安全に責任を持つ業務展開を行う。特に重篤な副作用、薬害を防止する。
- (3) ハイリスク薬の適切な薬学的管理に基づいた業務を実践する。
- (4) 持参薬の確認及び適切な評価と処方提案を実践する。
- (5) 院内感染防止対策へ積極的に参加する。
- (6) 夜間・休日における業務体制の確立を図る。
- (7) バーコードの積極的な活用・普及を図る。
- (8) 頻発する医薬品関連の医療事故を防止するため、医薬品安全管理責任者等講習会等を複数回開催する。
また、内服薬処方せん記載方法の変更に伴う講習会を開催する。

3) 病院薬剤業務の現状把握・分析・評価及び今後の業務展開の方向性の検討

病院薬剤業務の現状調査と調査結果の解析により、病院薬剤師の業務展開の正確な把握を行うとともに、関連委員会等と連携し、今後の業務展開の方向性を検討する。

- (1) 薬剤師業務に関するエビデンスの集積に積極的に取り組む。
- (2) 病院・診療所及び介護保険施設における薬剤師業務の評価を行う。
- (3) 平成28年度診療報酬改定に向けて、要望事項の検討とエビデンスの収集等を行う。
- (4) 病院薬剤師の将来ビジョンの検討を行う。

4) 薬剤師の資質向上への取り組み

チーム医療のなかで、薬物療法に関して薬剤師が独自の視点・責任をもって行動し貢献するために資質の向上は不可欠であり、また、今後の薬剤師キャリア・パスを見据えて、研修及び専門薬剤師・認定薬剤師養成に積極的な取り組みを行う。

(1) 生涯学習、研修事業の推進

- ① 病院薬学認定薬剤師制度の運用と実施体制の整備と強化に取り組む。
- ② e-ラーニングシステムを活用した生涯学習を推進し、地域差の解消に努める。
- ③ 体系的で合理的かつ質の高い各種研修会・セミナー等を企画し、開催する。
- ④ 新人薬剤師講習会を企画し、開催する。
- ⑤ 日本医療薬学会、日本薬学会、日本薬剤師会等の関連団体並びに薬学部・薬科大学との連携を強化する。

(2) 専門薬剤師、認定薬剤師養成事業の推進

- ① 専門薬剤師及び薬物療法認定薬剤師養成のための研修事業を実施する。
- ② 感染制御専門薬剤師、精神科専門薬剤師、妊婦・授乳婦専門薬剤師及びHIV感染症専門薬剤師の認定を行う。
- ③ がん薬物療法認定薬剤師、感染制御認定薬剤師、精神科薬物療法認定薬剤師、妊婦・授乳婦薬物療法認定薬剤師及びHIV感染症薬物療法認定薬剤師の認定を行う。
- ④ 医療で求められる専門薬剤師の認定領域の拡大に取り組む。
- ⑤ 医療における専門薬剤師の必要性を示し、活動の成果を評価する方法を検討する。
- ⑥ 他の団体や学会との連携・協力を進める。

5) 災害への対策・対応

今後の災害発生時に適切に対応できる医療支援体制について検討及び構築を行う。

6) 日本病院薬剤師会の組織体制及び運営の強化

日本病院薬剤師会の組織の整備・強化は継続した課題であり、常に、現状を評価し、適切な見直しを行う。

- (1) 会員の増加を図る。特に会員のいない医療機関、介護保険施設を減らすよう努力する。
- (2) 各都道府県病薬と連携して活動する。
- (3) 適切な事業を展開するとともに健全な財政基盤を堅持する。
- (4) 拡大する薬剤師業務に見合った組織、事務局体制の強化と運営の改善を行い、会員への迅速な情報伝達方法の構築等、会員サービスの向上に努める。

2. 一般事項

1) 病院・診療所及び介護保険施設などの薬剤師業務に関する取り組み

- (1) 薬剤管理指導業務の完全実施と質的向上の推進を図る。
- (2) 注射剤調剤業務、特に薬剤師による抗がん薬の無菌調製の完全実施を図る。
- (3) 有床診療所における薬剤管理指導業務の展開・充実を図る。
- (4) 介護保険施設等における薬剤師の業務を推進する。

- (5) 臨床試験・研究業務を推進する。
- (6) 後発医薬品の適正使用を推進する。
- (7) 放射性医薬品の管理、調製に積極的に取り組む。

2) 医薬、薬薬連携の推進

- (1) 医薬・薬薬連携を進め、より有効で安全な薬物療法の推進を図る。
- (2) 医薬品の適正使用に必要な検査値情報等について、医療機関、保険薬局、介護保険施設等と共有を図る。
- (3) 持参薬、患者に関する情報共有化を推進する。

3) 薬剤師養成のための薬学教育への協力

- (1) 新コアカリキュラムに意識した均質で質の高い病院実習ができる体制の強化を図る。
- (2) 多施設実習並びにふるさと実習を推進する。
- (3) 日病薬認定指導薬剤師の認定を拡大する。

4) 会員への情報提供及び啓発事業の充実

- (1) 会員への情報伝達システムの改善と効率的な運用に取り組む。
- (2) ホームページへ可及的速やかに質の高い情報を掲載する。
- (3) 日病薬誌の内容の充実と読みやすくするための工夫を図る。
- (4) 会員啓発に資する出版物の作成を推進する。

5) 広報活動の推進

- (1) 国民に薬剤師の活動が分かるように広報（マスメディアを含む）を行う。
- (2) 広報月間における「お薬相談会」を支援する。

6) 國際交流事業の強化

- (1) FIP、ASHP、FAPA 等へ積極的に参加するなど、諸外国の薬剤師や関連団体との交流を推進する。
- (2) JICA 病院薬学コースへの協力を図る。

7) 調査研究の推進

- (1) 病院薬剤師の業務評価に繋がるエビデンスの構築を目的とした調査研究を推進する。
- (2) 学術小委員会における研究活動と研究成果の論文発表を推進する。
- (3) 会員の各種医薬学系学会への積極的な参加と発表を推進する。